

令和 5 年 5 月 3 1 日衆議院厚生労働員長提出。6 月 1 日衆議院全会一致可決。
同年 6 月 9 日参議院全会一致可決、成立。6 月 1 6 日公布、施行。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律 概要

【現行法の概要】

- 戦後長期間が経過し、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、多くの戦没者の遺骨収集が行われていないことに鑑み、平成 28 年、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が、議員立法により成立（平成 28 年法律第 12 号）
- 遺骨収集を国の責務と位置付けるとともに、情報収集の推進、遺骨収集の計画的・効果的な実施、鑑定に関する体制整備等を規定
- 平成 28 年度から令和 6 年度までを「集中実施期間」とし、政府策定の基本計画に基づいて、関係施策を総合的・計画的に実施

【法改正の趣旨】

- 集中実施期間において、基本計画に基づいて現地調査・遺骨収集を実施してきたが、新型コロナウイルスの影響を受け、関係国への入国が困難であったこと等により、当初の計画どおりの実施は非常に困難な状況
- 現在保有する情報の処理や追加情報の調査の見込み等も踏まえ、現地調査・遺骨収集を計画的・効果的に実施するためには、「集中実施期間」の延長が必要



法改正の内容

- **集中実施期間を 5 年間延長し、令和 11 年度までとする。**（第 3 条第 2 項）
- 改正後の戦没者遺骨収集推進法の規定について、その施行状況等を勘案して検討（附則第 2 項）